

試験合格後 “免許申請” される方へ (大型免許用) **四国運輸局**

1. 申請書の提出先

四国運輸局 船員労働環境・海技資格課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 南館3F TEL087-802-6831

徳島運輸支局海事関係窓口

〒770-0941 徳島市万代町三丁目5-2 TEL088-622-7622

愛媛運輸支局海事関係窓口

〒791-1113 松山市森松町1070 TEL089-956-9951

愛媛運輸支局今治海事事務所

〒794-0033 今治市東門町4-3-16 TEL0898-33-9002

高知運輸支局海事関係窓口

〒780-8010 高知市棧橋通五丁目4-55 TEL088-832-1175

他の運輸局でも申請できますが、その際は念のためその局へ手続きを確認してください。

2. 申請方法…本人が直接窓口に来られるか、申請書一式郵送する。海事代理士に依頼する。

免状の即日発行を希望の場合は 08:30 ~ 17:15 の間に窓口申請して下さい。

3. 申請期間…試験合格の日を含め**1年以内**に申請して下さい。

4. 申請に必要なもの

① **海技免許申請書**…運輸局等の申請窓口に備え置いています。

申請書のOCRの読み取り箇所(口の部分)は、片仮名、アラビア数字又は記号で、HBO. 5mmの芯のシャープペンシル又は同等の濃度及び太さで明確に記入願います。また、電話番号欄は必ず記入して下さい。

② **海技免状用写真票**…申請書同封の写真票に写真を貼って下さい(縦3cm×横3cm、顔正面・無帽・無背景、6月以内に撮影されたもの)。写真票は運輸局等の申請窓口に備え置いています。

写真票の氏名欄は、上段は漢字、下段はローマ字で、フルネームをボールペンで記入願います。

③ **登録免許税納付書**…申請書同封の納付書に下記金額の収入印紙を貼って下さい。

【航海・機関】 一級 15,000円、二～三級 9,000円、四級 4,500円、
五級 3,000円、六級 2,100円

【通 信】 一級 7,500円、二級 6,000円、三級 2,100円

【電子通信】 一～三級 7,500円、四級 2,100円

④ **免許講習修了証明書**…**別表**に記載の各講習の修了証明書原本を提出して下さい。

受講していない方は講習機関で受講して下さい。

水産高校等の学校で受講された方はそちらで発行してもらって下さい。

⑤ **合格証明書(必要に応じて)**…受験した運輸局と異なる運輸局へ申請する場合は合格証明書が必要となります。この場合は海技士国家試験合格証明書交付申請書に受験票を添付のうえ申請して下さい。

⑥ **受験票**…管内の徳島、愛媛、高知の各運輸支局、今治海事事務所へ免許申請する場合。

⑦ **現在受有している“海技免状及び小型船舶操縦免許証”のコピー(失効したものも含む。)**

⑧ **航海士の方は現在受有している“無線従事者免許証”のコピー**

⑨ **進級の場合は現在受有している“海技免状”の本通**

現在乗船中等により申請時に本通を返納できない場合は新海技免状受領後に送付して下さい。

旧免状の返還希望の場合は返信用封筒(切手貼付)を同封願います。

【次項に続く】

⑩ **非ECDIS限定を解除する場合**

非ECDIS限定を解除する場合は、ECDIS講習修了証(養成施設の証明書を含む)原本を提出して下さい。

⑪ **郵送で申請する場合は返信用封筒 ※以下の事項にご注意下さい**

海技免状(A4サイズ)が入る大きさのものに自分の住所氏名を記載し、次の金額の返送用の切手**(簡易書留440円分、進級で旧免状の返還を希望の場合460円分)**を貼って下さい。**速達の場合は更に290円追加してください。**

別表 免許取得時に必要な免許講習の課程 (平.11.4.1改正)

三級海技士(航海)	レーダー観測者講習、レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習、救命講習、消火講習、上級航海英語講習
四級海技士(航海)	レーダー観測者講習、レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習、救命講習、消火講習、航海英語講習
五級海技士(航海)	レーダー観測者講習、レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習、救命講習、消火講習
三級海技士(機関)	機関救命講習(又は救命講習)、消火講習、上級機関英語講習
四級海技士(機関)	機関救命講習(又は救命講習)、消火講習、機関英語講習
五級海技士(機関)	機関救命講習(又は救命講習)、消火講習
一～三級海技士(通信)	救命講習、消火講習
一～四級海技士(電子通信)	

(注) 1. 平.11.4.1改正前の免許受有者はその資格に必要な免許講習については修了したものとみなします。

例	現在の免許	新たな免許	新たに必要となる免許講習
	四級 (航海)	→ 三級 (航海)	上級航海英語講習
	五級 (航海)	→ 四級 (航海)	なし
	六級 (航海)	→ 五級 (航海)	レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習
	四級 (機関)	→ 三級 (機関)	上級機関英語講習
	五級 (機関)	→ 四級 (機関)	なし
	六級 (機関)	→ 五級 (機関)	機関英語講習

2. 救命講習を修了していれば機関救命講習の受講は必要ありません。

3. 上級航海英語講習を修了していれば航海英語講習の受講は必要ありません。

4. 上級機関英語講習を修了していれば機関英語講習の受講は必要ありません。

5. 三級海技士(航海・機関)の筆記試験のうち英語に関する科目の合格者(H11.4.1以前合格に限る。他局での合格者は合格証明書が必要)又は平成11年4月1日以前の三級海技士養成施設修了者は、上級航海(機関)英語講習は修了したものとみなします。

6. 平.11.4.1改正前の講習を受けている場合は改正後の相当する課程は修了したものとみなします。

例 「レーダーシミュレーター講習」を受講していれば、「レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター講習」は修了とみなします。

7. すでに修了した講習については再度受講する必要はありません。